

令和8年2月13日

オープンカウンター参加業者 殿

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局下館河川事務所長
青木 孝夫

見 積 依 頼 書

下記について、購入したいので見積書を提出願います。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 件 名 | R8プロパンガス単価契約（鎌庭外1箇所） |
| 1 履 行 期 間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 1 履 行 場 所 | 下館河川事務所 鎌庭出張所
下館河川事務所 水海道出張所 |
| 1 見 積 書 提 出 場 所 | 下館河川事務所 経理課 |
| 1 見 積 書 提 出 期 限 | 令和8年3月31日 13時30分まで |
| 1 見 積 書 合 せ 日 時 | 令和8年3月31日 13時30分（立ち会いは求めない） |
| 1 見 積 方 法 | 決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 |
| 1 見 積 書 提 出 方 法 | 持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2号に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）により提出すること。
なお、押印を省略した見積書については、電子メールによる提出を認める。
見積書送信先 ktr-shimodate-keiya3@gxb.mlit.go.jp |
| 1 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 1 内 訳 書 及 び 仕 様 書 | 電子調達システム又は下館河川事務所経理課（0296-25-2163）にて交付。
電子調達システム https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
ダウンロード方法については、関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。
https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html |
| 1 契 約 書 作 成 の 要 否 | 要 |
| 1 見 積 心 得 | https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000022.html |
| 1 競 争 参 加 条 件 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条の登録を受けていること。
その他、関東地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領（参加資格）第3条（第3条第1項第2号を除く）に該当する者であること。
https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000054.html |
| 1 支 払 条 件 | 支払い方法は毎計量後（計量は毎月又は複数月毎にまとめて行うこととし、受注者がいずれかを選択すること）の精算払い。支払期限は請求書受理後30日以内。 |
| 1 問 い 合 せ 先 | 〒308-0841 茨城県筑西市二本成1753
関東地方整備局 下館河川事務所 経理課 契約係
TEL 0296-25-2163（内線224）
ktr-shimodate-keiya3@gxb.mlit.go.jp |
| 1 そ の 他 | (1) 電報による見積もりは認めない。
(2) 関東地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領及び見積心得を熟読のこと。
(3) 別紙仕様書等は発注者（電子調達システムを含む）から直接入手すること。なお、発注者（電子調達システムを含む）から直接入手したことが確認できない場合は見積書を無効とする。
(4) 仕様書等に関する質問がある場合は、令和8年2月20日17時15分までに、書面（様式は任意）により、電子メールにて上記問い合わせ先へ提出すること。
質問に対する回答は、令和8年2月25日までに電子調達システムに回答ファイルを追加することで行うので、各自ダウンロードすること。
(5) 契約書（案）第9条第1項各号に該当する場合は、契約を解除することがある。
(6) 契約相手方に決定した者は、契約締結日までに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条の2第1項の登録簿謄本又は同条第2項の通知書（同法第8条の届け出を行っている場合は、届出書）のいずれかの写し（コピー）を分任支出負担行為担当官あて提出すること。提出されない場合は見積書を無効とすることがある。
(7) 本件に係る契約相手方の決定及び契約締結は、当該調達に係る令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達が行なわれることを条件とするものです。
(8) 契約締結日及び履行期間開始日は令和8年4月1日とする。
ただし、令和8年4月1日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和8年4月2日以降、予算が成立した日とする。
暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。 |